



ミャンマーにおける知財に関するアップデート

2020年1月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所

1 ミャンマーにおける知財に関するアップデート概論

2019年度において、ミャンマーにおいては、約40の法律が成立しており、さらなる経済発展のため、投資関連法令の整備が進んでおります。東南アジア諸国と比較して、特に、ミャンマーにおいて、整備が遅れていた知財関連法令がJICAの支援の下、成立しています。特に、著作権法は100年ぶりの大改正となっております。

具体的には、商標法、意匠法、特許法、著作権法（以下、4つの法律を総称して「知財4法」）が公布され、成立しています。

さらに、2020年度には、新しくIntellectual Property Officeが設置される予定となっており、将来的には、国際的に遜色ない知的財産制度がミャンマーで整備される予定となっています。

<知財4法の成立、改正状況>

法律名	状況
Trademark Law（商標法）	2019年1月30日成立
Industrial Design Law（意匠法）	2019年1月30日成立
Patent Law（特許法）	2019年3月11日成立
Copyright Law（改正著作権法）	2019年5月24日成立

昨年以前は、1914年の著作権法が存在するのみで、商標法（他の法律で一部定めがあったのみ）、意匠法、特許法等は存在していませんでしたので、2019年度は、ミャンマー投資関連法令の整備について、歴史に残る画期的な年だったといえます。

2 商標法に関するアップデート

特に、2020年に入り、商標出願のソフトオープン（※このような他国事例は聞いたことがありませんが、後述するように、特定の商標については優先的に申請が認められるようになっています。）が開始されており、商標法の施行と運用が、ミャンマーのビジネスに大きな影



響を与ると考えられます。

今までは個別の法律において、商標の概念は、統一感なく記載されていましたが、商標法では、統一的に、商標の定義、効果、登録手続、権限を持つ機関等が定義されています。商標法は、World Intellectual Property Organization (WIPO) が支援して、作成されており、国際的な標準を満たす内容となっています。

今までは、商標出願及び登録は、ミャンマー国内の登録官事務所に、商標所有権宣言書 (Declarations of Ownership of Trademark) を提出することによって商標を登録し、新聞公告が行われている商標については、実務的に保護が受けやすいという状態でありました。なお、ミャンマーは標章の国際登録に関するマドリッド協定には加盟しておらず、商標の国際出願は認められていないため、ミャンマー国内で申請を行う必要があります。

他の東南アジアと異なり、実質的な審査が行われず登録されていたので、登録までの期間が短く、非常に驚くことが多かったですが、今後は他国と同様の一般的な審査プロセスを経るかたちとなり、適切な審査が行われることとなります。

商標法の施行自体は、2020年中頃といわれていますが、本年1月にソフトオープンという形で、登記法に基づく登記済みの特定の商標については、優先的に6か月間の受付を開始予定となっています。商標を先に他社に出願された場合に取り消すことは困難な上、そもそも取り消しが認められるかどうか不明なため、できる限りミャンマーで使用する可能性のある商標については当該優先受付期間中に、直ちに出願することが推奨されます。

以上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 及び南アジア各国にオフィス・メンバーファームを構成することにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 及び南アジア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal